

令和6年度 新規指定文化財

【絵画 絹本著色 三千仏図 一幅】

制作年代 室町時代・14～15世紀

品質構造 絹本著色 掛幅装

法 量 縦 291.5 cm 横 213.3 cm

所 有 者 浄光明寺

(説明)

三千仏図は、毎年12月に行われる仏名会（仏名懺悔会）の本尊画像として懸用されるものである。仏名会とは、過去・現在・未来の三世仏の名号を唱えることにより、その年の罪業を懺悔し、消滅を祈る儀礼であり、したがって三千仏図と呼ばれる画像には、中央区画の向かって右から阿弥陀如来（定印、過去仏）、釈迦如来（施無畏印・与願印、現在仏）、弥勒如来（施無畏印・触地印、未来仏）が描かれ、それらの周囲に整然と小仏が配されることが一般的である。

ここに挙げる浄光明寺本（図1）は7幅1鋪の大幅で、前述する通例とは異なり、三世仏がいずれも定印を結ぶ点の特異である（図2）。また、三世仏の周囲に配される小仏は現在確認できる限りで2260体を数えるが、画面上部が損傷等により裁ち落とされた可能性を考慮すると、当初はより多く描かれていたとも考えられる。画面全体に複数回にわたる補筆が見受けられるものの、三世仏の台座は当初の筆が残る部分と判断でき、建長寺に伝来する釈迦三尊像（国重要文化財）など中国・南宋に由来する仏画に通じる趣さえ伝えている。さらに、画面最下部に複数の墨書銘が見られ、そのうち向かって右下は「施主妙椿尼」と確認できることから、女性の願主の存在が想定されることは、後述する類例の伝来に照らし合わせても非常に興味深い。

浄光明寺本には仏名会にて読み上げられる仏名経が伝来しており、これに「応仁辛卯」及び「文明六年」（1474年）の年記がある。応仁年間には辛卯の年がないことから、応永18年辛卯（1411年）あるいは文明3年辛卯（1471年）を指すと考えられ、15世紀の浄光明寺において仏名会に関する何らかの契機があったと推測される。浄光明寺本は、これまで『鎌倉市文化財総合目録―書跡・絵画・彫刻・工芸篇―』（鎌倉市教育委員会編、昭和61年）において室町時代に制作された仏画として紹介されるにとどまってきたが、宋風を意識した作風からその制作は室町時代初期に遡る可能性が想定され、仏名経の年記もこの時期から大きく外れないことは注目されよう。

なお、浄光明寺本と類似する三千仏図が横浜・称名寺に伝来している。この称名寺本のうち甲本と呼ばれる一幅（県重要文化財）は、かつて同寺に隣接したという海岸尼寺（廃寺）に伝来し、南北朝時代・貞和6年（1350年）宅間長祐によって描かれたことが軸木に記される基準作である。宅間の名を冠する絵師たちは、平安時代後期以降、京都を中心に宮中や寺院における絵画制作に携わった集団であるが、幕府の要請で鎌倉に下向した絵師

の一部が関東に残り活動が続けたと考えられている。称名寺本の三世仏は浄光明寺本に認められる宋風の表現とは異なり、わが国の伝統的な仏画の表現を基調として制作されるが、両本の本紙法量はほぼ等しく、法量ひいては儀礼の規模になんらかの規範性があったことが想像される。浄光明寺本は、南北朝時代から室町時代にかけての鎌倉周辺地域における仏画の制作と受容を考えるうえで重要な作例であり、鎌倉市の指定文化財にふさわしいと考える。



図1 浄光明寺蔵 三千仏図



图2 净光明寺藏 三千仏図（部分：三世仏）

【考古資料 若宮大路周辺遺跡群出土の貿易陶磁器 二十四点】

製作年代 鎌倉時代

材質 陶磁器（青磁・白磁）

所有者 鎌倉市

出土地は JR 鎌倉駅から南東へ約 300m の場所に位置し、周知の埋蔵文化財包蔵地「若宮大路周辺遺跡群」に該当する。平成 19 年（2007 年）に実施された鎌倉市小町一丁目 333 番 2 地点の緊急発掘調査により、鎌倉時代中頃から後半（13 世紀中葉～14 世紀前葉）の竪穴建物跡が数多く発見され、本資料は 13 世紀の第 3 四半期に廃絶したと考えられる竪穴建物 21 の埋土中、倒壊した壁板の下から纏まって出土した。

本貿易陶磁器の内訳は、中国浙江省で生産された大宰府分類による龍泉窯系青磁碗Ⅱ類（四角高台の鎬蓮弁文碗）が 3 点、同Ⅲ類（三角高台の鎬蓮弁文碗）が 18 点、白磁皿Ⅸ類（口禿皿）が 3 点である。龍泉窯系青磁碗Ⅱ類の内の 1 点は、割れた碗を漆で継いで修復されていた。

資料は、いずれもどこかしらが欠損しており、すでに壊れていたものが、一括して廃棄されたことが示唆される。また、いずれの個体も内外面の釉に、通常鎌倉の出土品にみられる細かな傷がなく、なおかつ畳付けには釉のバリが残る。これらのことから陶磁器が鎌倉にもたらされた際に、破損品が分別され、未使用のまま廃棄されたものと考えられる。

このように鎌倉時代中頃に鎌倉に搬入された陶磁器が、きわめて一括性の高い状況で出土した稀有な事例であり、当該遺跡の年代決定の指標となるものである。また当時の貿易陶磁器の流通の実態を知ることのできる出土事例として貴重である。全国的に見ても、未使用の貿易陶磁器が一括して出土し、なおかつ遺構との関係から当時の流通や廃棄の実態に迫ることのできる資料は数少なく、重要な資料である。

以上により、鎌倉市の文化財に指定し、保存活用を図ることが適切である。



貿易陶磁器の一括出土状況



同拡大写真



貿易陶磁器の一例



出土地点位置図
(国土地理院地図を改変)